

第7回 統計作成プロセス部会要求事項等検討タスクフォース 議事概要

1 日 時 令和3年8月24日(火) 14:00~15:50

2 場 所 遠隔開催(Web会議)

3 出席者

【委員】

椿 広計(座長)、川崎 茂(座長代理)

【専門委員】

篠 恭彦

【審議協力者】

下野 僚子(東京大学総括プロジェクト機構「プラチナ社会」総括寄付講座特任講師)、
鈴木 督久(総務省統計研究研修所客員教授)、
安井 清一(東京理科大学工学部経営工学科准教授)、
内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通
省、埼玉県、東京都

【事務局(総務省)】

明渡大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、重里次長、大浦室長補佐

統計作成支援室：田村室長

4 議 題

- (1) 統計作成プロセス診断の要求事項について
- (2) 統計作成プロセス診断の試行について
- (3) その他

5 概 要

- 試行版の要求事項(案)について、これまでの要求事項等検討タスクフォース会合における要求事項に係る主な意見及び対応(案)並びに統計作成府省からの意見も紹介しつつ審議した結果、要求事項(案)についてはおおむね適当とされ、これに基づき統計作成プロセス診断の「試行」に係る取組を進めることとされた。
- 統計作成プロセス診断の「試行」の基本的な考え方や「試行」の実施方法について、統計作成府省からの意見も紹介しつつ審議を進めた結果、診断結果の区分について、「「適合」、「不適合」、「観察事項」の定義・捉え方を整理する必要があるのではないか」、「「適合」、又は「不適合」の区分に加えて、「おおむね適合」や「不適合のおそれ」といったグレーゾーンの区分を設けてはどうか」、「診断役(統計監理官)は、秘密の保持を前提として、診断に必要な資料は基本的に見られるようにすべきである」、「統計作成プロセス診断の意義について、診断を受ける側である各府省に理解してもらうため、それらを整理することに加え、各府省にとって参考となる有用な診断結果を示すことが重要である」などの意見も踏まえ、引き続き検討を進めることとされた。
- また、審議中に十分に確認できなかった点や追加の意見等がある場合には、8月31日(火)までに事務局へ連絡することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 統計作成プロセス診断の要求事項について

- 要求事項(案)には、「信頼性」や「正確性」などの公的統計の品質要素が記載されているが、こういった品質要素に関する定義や考え方については、要求事項本体の用語の定義と併せて、今後の「試行」の取組も踏まえて明確化されることになるのか。
 - 要求事項(案)に記載している公的統計の品質要素は、既存の「公的統計の品質保証に関するガイドライン」において定義されている「ニーズ適合性」や「正確性」等の品質要素を基に記載している。また、「試行」に当たって要求事項(案)の用語の定義が分かりにくい点等があれば一定の考え方を事務的に整理させていただき、最終的には「試行」結果も踏まえ、方針又は要求事項の中で用語の定義について整理させていただきたいと考えている。
 - 統計作成プロセス診断(第三者監査)の本格実施に向けて、最終的な方針や要求事項においては、ISO規格における引用規格のように参考文献や引用文献も明らかにするなど、用語の定義と併せて整理しておくことが望ましいと考える。

- 要求事項(案)の実効性や妥当性については、必須又は推奨の区分も含め、統計作成プロセス診断の「試行」の取組において実際に確認、検証することを通じて明らかになってくるとも多いと考えており、「試行」については、本日の要求事項(案)に基づき取組を進めて参りたい。

(2) 統計作成プロセス診断の試行について

- 診断結果の区分のうち、「観察事項」はどのような場合に選択することを想定しているのか。JIS Y20252の認証審査の場合、「観察事項」は二通りの考え方があり、一つは、不適合ではないものの現状のままだと不適合になるおそれのある懸念事項、もう一つは、現状でも問題はないものより良くなる可能性がある推奨事項であり、認証審査の際にはいずれも「観察事項」として指摘している。後者については、例えば、審査担当者の経験に基づく改良ポイントや横展開が望まれる好事例などISO17021において「改善の機会」とされているものであるが、今般の統計作成プロセス診断における「観察事項」においても、このような考え方を含めるべきではないか。
 - また、統計作成プロセス診断の「診断表」では、把握した好事例についても特記するとされているが、資料2-1「統計作成プロセス診断の試行に当たっての基本的な考え方」にはその旨の記述がないため、追記してはどうか。
 - このほか、「試行」に当たって、ヒアリング前に事務局が情報等を事前に収集して「診断表」に則り整理することとされており、大変ありがたいことだが、診断の本格実施の際には、診断の担当者(統計監理官)が事前の情報整理から実施するものと考えられるため、個人的には「試行」においても、事前に提供された文書等について当初の段階から確認し、不明な点や疑問点をチェックした上でヒアリングに臨みたい。その際、会社の個別情報が含まれるなど提供しにくい資料があるのであれば、秘密保護に関する誓約書等を提示してもよいので診断のベースとなる資料等の現物を確認したい。
- 診断結果については、まずは要求事項に定めた項目の適合状況をしっかりと判断することが第一義であり、基本的には「適合」又は「不適合」のいずれかを付与するものと考えている。御指摘いただいたISOの認証審査における「観察事項」あるいは「改善の機会」の考え方については、資料2-2の診断表のイメージにおける診断結果欄の下部に記載することを想定している、特に評価できる、あるいは横展開すべき好事例や見直し・改善に向けた助言などの個別の記述事項に近いものとも考えられる。

他方、診断結果の区分の「観察事項」については、現状のままだと不適合になるおそれのある事項をイメージしていたが、こうした内容も個別の記述事項として記載しうると考えると、「観察事項」という区分を設けることでかえって分かりにくくなることも考えられる。

資料2-1の統計作成プロセス診断において、把握した好事例についても特記する旨を追記すべきとの御指摘については、資料の修正を検討させていただきたい。

統計監理官による原資料等の事前確認については、今般の「試行」では統計監理官役のタスクフォース有識者構成員の負担も考慮し、資料上、事務局において事前に「診断表」の整理等を実施することとしているが、実際は統計監理官に御相談しながら作業を進めることとしており、場合によっては原資料を御確認いただくこともあると考えている。また、統計作成プロセス診断の本格実施においても、統計監理官と事務局がチームとして活動することを想定している。

→ ISOにおける「観察事項」に相当する内容を「診断表」の診断結果欄に個別に詳述するという考え方も良いと思われるが、いずれにしても、どこに何を書くべきか、何をどう書くべきかと言う点が明確に整理されることが重要と考える。

また、事務局が原資料等を基に「診断表」を整理する際には疑問に思わない事項でも、統計監理官が別の視点から気づくこともあり得る。疑問点や問題点、あるいはISOにおける「観察事項」に相当する事例は、整理後の資料では見えてこないことも多いため、できれば事前の準備段階から原資料を見せていただきたい。

○ 「試行」の実施方法に関する各府省からの意見に、業務マニュアルに個社情報など機微な情報が含まれるためそのまま提供できないというものがあつたが、ISOの認証審査を受ける際には、審査員に守秘義務があることから、顧客情報が掲載された資料も提示している。調査により事情はあると推察するが、例えば、資料は提出せずとも統計監理官がヒアリングの際に閲覧して目視による確認を行うことや代替資料で補うことなどが考えられるため、この点について具体的な議論が必要と考える。

また、診断結果の区分である「適合」、「不適合」、「観察事項」の考え方については、もともとの品質管理の分野では明確に定義されているものの一般的に使用されている用語ではないため違和感が生じやすいが、統計作成プロセス診断においても定義が明確化されれば、違和感は薄れるのではないか。

診断により、評価できる、あるいは横展開すべき好事例が把握されると良いが、どうしても審査を受ける府省側は身構えてしまうかもしれない。診断の在り方等を検討するためにも、まずは「試行」を実施してみることでと考える。

→ 資料の提供の可否やその対応策については、どうしてもケースバイケースにならざるを得ない部分も最終的には出てくると考えており、まずは「試行」で具体的な事例に当たってみるといったことではないかと考える。

また、統計作成プロセス診断は、審査という位置付けではなく、まして粗探しを目的とするものでもなく、統計作成プロセスの現状を客観的に確認し、より良い改善の在り方を検討する取組であるため、仮に診断の結果、「不適合」の項目が多かったとしても、一つずつ「適合」になるように改善していくことが、取組の趣旨と考える。

○ 診断結果の区分について、「適合」、「不適合」の二択のみとすることには疑問を感じる。統計作成プロセス診断の取組はより良い改善の在り方を検討するものであるとしても、どうしても「適合」が何件、「不適合」が何件といった結果に着目され、ネガティブな印象で捉えられるおそれがある。例えば、「適合」、「不適合」に加えて、「おおむね適

合」、「不適合のおそれ」などグレーゾーンの区分を設けてはどうか。要求事項で求められる取組について、ある程度は実施できているものの、完全には実施できていないといった状況であれば、「おおむね適合」とし、今後、努力すれば「適合」となると診断することで、各府省側も実態を率直に認めやすくなると思われる。また、「観察事項」という用語は一般的ではなく分かりにくい、ISOの認証審査における「観察事項」は、良くなる可能性と悪くなる可能性の両面の考え方があるとの御指摘も踏まえ、悪くなる可能性のある事項は「不適合のおそれ」、良くなる可能性のある事項は「おおむね適合」とするなど、表現を工夫してはどうか。さらに、要求事項の中には「〇〇をするとともに、〇〇をしなければならない」とされているものもあるが、例えば、前者の取組は実施しているものの後者の取組は未実施という場合に、単に「不適合」と診断してしまうのか、「適合」と「不適合」の中間のような診断区分とするのか、検討が必要と考える。

このほか、「試行」の実施方法に関する各府省からの意見に、業務のマニュアルに機微な情報が含まれ提供できないとあったが、今般の統計作成プロセス診断により当該資料を広く国民に情報公開するものではないことから、原則、診断側に資料を見せてもらう必要があると思われる。一方で、診断側は、提供された情報の取扱いや守秘義務等について、あらかじめ明らかにしておくことが重要である。

→ グレーゾーンの診断区分を設けることについては、例えば、統計作成プロセス診断の「試行」時は、「適合」、「不適合」、「その他」などの区分を設定しておき、「適合」、「不適合」の判断が難しいケースがどの程度あるのか把握して、最終的に診断区分の考え方などを整理していくことも考えられるのではないかと。

→ 診断結果の区分について、「適合」、「不適合」以外に、例えば、不適合になる可能性があるとして診断した場合などグレーゾーンの区分を設けるべきではないかという御指摘、また、好事例として水平展開が期待される事例などを「診断表」に特記事項として記録していくという方法については、「試行」において検討することとしたい。

○ 統計作成プロセス診断の「試行」において確認する内容は、「要求事項」の実効性、妥当性等に限らず、「診断」の実施体制や運営方法なども含まれるのではないかと。診断の「試行」においては、統計監理官の役割をタスクフォース有識者構成員が担うこととなるが、今後、この取組を恒常的に行っていく際に、想定される人材という論点が出てくると考えており、認証審査の専門家や品質管理の研究者などといった様々な背景の人材が考えられる。そういった実施体制に関する検証については、「試行」の実施手順・流れでみると、おそらく、第4週のチーム合同情報交換ミーティングの場で行われると思うが、「試行」の過程で、この点についてどのように記録しておくのかということも留意すべきと考える。

→ 統計作成プロセス診断の「試行」の活動自体の振り返り、また、診断を本格実施していく際の体制や診断に必要なノウハウの蓄積・伝承をどう図っていくかという観点からの御指摘と考える。

→ 統計作成プロセス診断の本格実施に向けた実施体制、想定される人材については、重要な検討事項と捉えているが、現時点の想定では、チームとして、公的統計の作成業務経験者、品質管理の研究者及び民間における品質管理の実務経験者などの異なる3ジャンルの方に統計監理官とさせていただくことを考えている。一人でこれらの全ての知見を有する人材を確保することは困難と考えており、診断の本格実施に向け、「試行」の診断役となるタスクフォースの有識者構成員の皆様についても、前述の考え方でチームを構成することを考えている。

→ 取組の立ち上げの際にスーパーマン的な人材の確保は難しく、一定のチームワーク、

組織能力でやっていくことを基本とし、色々な人材が経験を重ねる中で、将来、公的統計における品質管理の知見を有した方が育成されることも考えられる。

- 「試行」における実施体制の検証の必要性について申し上げたが、他にも、例えば、府省により、診断に当たって事前整理すべき資料が多かったり、少なかったりすることで作業の所要時間に違いがあるなど、実務として進めていく上での運営上の偏りを把握して、今後、ある程度標準化していくということも必要ではないか。例えば、作業に要した時間や整理した資料の量など、「試行」時においてチェックすべき観点などを事前に準備しておく方が良いと考える。
- 統計作成プロセス診断の「試行」の実施方法に係るフィードバックは重要と考えており、例えば「試行」の手順・流れとして1クールを1か月と想定しているが、実際は1か月では終わらないこともあり得ると考えている。本格実施に向けて、「試行」に当たっては、ロジ面も含めた検証の観点を整理しておくことも必要と思われる。

- 品質管理の世界では、「適合」、「不適合」は価値判断ではなく、善し悪しの問題ではない。もともと「良品」、「不良品」と呼んでいたものを「適合」、「不適合」に変えたものであるが、「良品」の中にも不適合品となっているものはあり、工場から出荷されていないものもあるため、価値判断ではなく基準に合っているか否かについて「適合」、「不適合」という用語が用いられている。ただし、今般の統計作成プロセス診断において、「不適合」という区分がネガティブに捉えられるのであれば、何らか表現を工夫しても良いと考える。

また、「適合」、「不適合」は、基本的に作ったもの自体が適合しているか否かという観点であり、事後的な評価になるが、統計的品質管理の世界では、管理図を用いて生産工程の安定性を見るという方法もあり、それらは独立して見るため、「安定」かつ「不適合」というケースや「適合」かつ「安定」というケースなど4区分に分類される。プロセスの状態を管理図で見るということは、その工程で同じものを作っていたときに今後どうなるかを推測することであり、統計作成プロセス診断も、診断時点での状況に対する判定だけでなく、その状態を続けると今後どうなるかといった観点の診断区分を設けても良いのではないか。プロセス管理の観点からいうと、既に実施したことについては対処しようがなく、今のプロセスがこうだから今後同じことをするとどうということが予想されるかとの観点で、診断区分を考えた方が受け入れられやすいと考える。

- 統計作成プロセス診断は、診断側よりもむしろ診断を受ける側が中心であり、その方たちがこの取組の意義をきちんと理解することが何より大事である。先ほど御指摘があったとおり、統計作成プロセス診断は、あくまでプロセスを診断するものであり、当該プロセスにより作られる統計調査の品質が今後どうなっていくのかを示唆することだと思われるが、「不適合」と診断することで統計の品質が不適合であったかのような誤解を招くおそれもある。各府省に統計作成プロセス診断の意義を理解してもらえよう、診断の結果をどのように扱うのか、公表するとしたら誰に何のために公表するのか、また、何に活かすのかといった理念を一枚紙に整理できればよいと考える。
- 非常に重要な御指摘であるが、統計作成プロセス診断の意義を各府省に理解してもらうには、最終的な診断結果のアウトプットである「診断表」の内容を各府省にとって参考となるような有用なものとする 것도重要と考える。例えば、要求事項（案）に「◎統計作成府省は、調査計画に基づき、抽出方法・手順を定めなければならない」とあり、定めていれば「適合」となるが、「適合」であるものの不十分ではないかと思われる事項がある場合、それは「観察事項」として、将来、「不適合」になるような事

柄が発生するかもしれないということとその根拠とともに「診断表」に記載することで、各府省側もある意味、面白く読める、そういう意図が伝わるような診断結果になると良い。

- 統計作成プロセス診断の「試行」についての本日の議論を踏まえると、各有識者構成員の御指摘については、おおむねベクトルが合っているのではないかとと思われる。御指摘の内容を診断の「試行」に向けてどのように反映するか、事務局と相談の上、「試行」の実施方針を最終的に固めて参りたい。また、診断の「試行」に当たっては有識者構成員に診断役となっていただきたいと考えており、今後、座長から個別に御協力をお願いをさせていただく。

- 「試行」の際にヒアリングを行う相手は当該統計調査の担当者ということか。細かい点になると担当者でなければ答えられない場合もある一方で、体制やマネジメントなどは部局課の責任者へのヒアリングが必要と考えられる。今回の「試行」の段階では対象数が少ないため両方の担当に同席いただければよいと思われるが、本格実施の際に、同一府省で複数の調査を対象とすることになると、常に管理者に同席してもらうわけにはいなくなる可能性もあるため、聞くべき内容を分けておいた方がよいのではないかと。

→ 要求事項には、調査担当者に関する部分とマネジメントに関する部分があるが、「試行」に当たっては、事前に質問事項をある程度固めてからヒアリングに臨むことになるため、その質問事項を見た上で、各府省側で適切な対応者を決めていただくような形になると考えている。

→ 質問事項を各府省側に事前に提示するとしても、当該事項の粒度、例えば、「実施体制について」とするのか、「調査の具体的な役割分担等、実際に行ったことを含めてお聞きしたい」とするのかによって、準備も変わってくると思われる。あまり細かいところまで事前に準備ができるかどうか分からない部分もあり、実際、ヒアリングする中で聞いていかなければいけないことが多くあるのではないかとと思われる。このため、質問事項を整理するとしても、ある程度抽象的に、項目の大、中、小があれば、中項目くらいで出せる範囲になるのではないかと。それによって診断を受ける側が回答者を選べるのかどうか分からない部分もあると思われる。

→ 御指摘の点も含めて、まずは「試行」で確認すれば良いと思われる。例えば、各府省では、こういう方が対応されたが、それだとこのプロセスの確認がうまくいかないことが分かったなど、対応が合致していないことが分かることも統計作成プロセス診断の本格実施に向け大事である。

また、各府省の統計調査の担当者に統計作成プロセス診断の意義を理解してもらうには、診断の取組を続けていくことが重要と考える。診断を受ける側はやらされる感があるかもしれないが、きちんと調査を実施しているのであればそれが確認され、一方で、そのままだと今後良くない状況になるおそれがある事例が発見されることなどを通じて、診断を受けて良かったと思われるよう、診断を受ける側と診断側のコミュニケーションにより合意形成していくことが大事である。

- 統計作成プロセス診断の「試行」の基本的な考え方や実施方法に関する審議では、診断結果の区分について、「適合」、「不適合」、「観察事項」の定義・捉え方を整理する必要があるのではないかと、「適合」、又は「不適合」の区分に加えて、「おおむね適合」や「不適合のおそれ」といったグレーゾーンの区分を設けてはどうか、「診断役（統計監理官）は、秘密の保持を前提として、診断に必要な資料は基本的に見られるようにすべきである」、「統計作成プロセス診断の意義について、診断を受ける側である各府省に理

解してもらうため、それらを整理することに加え、各府省にとって参考となる有用な診断結果を示すことが重要である」などの御指摘をいただいた。いずれも重要な御指摘であり、今後の審議に活かして参りたい。

また、審議中に十分に確認できなかった点や追加の意見等がある場合には、8月31日（火）までに事務局に連絡いただきたい。

（3）その他

- 次回のタスクフォースは9月から10月にかけて実施することとし、日程調整は本会合後に行うこととされた。また、次回のタスクフォースでは、本日の議論を踏まえ「試行」の実施に関して最終的な確認を行い、あわせて、来年度以降の本格実施に関する方針の論点整理を行うこととされた。

（以上）

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>